

事業年度等	:	:	法人名
-------	---	---	-----

法人税額の計算										
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額	中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	44	円	その他の国内源泉所得に係る所得の金額	中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	57	円
			(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(44)	45	000			(12)のうち年800万円相当額を超える金額(12)-(57)	58	000
			所得金額(44)+(45)	46	000			所得金額(57)+(58)	59	000
		その場の他人合	所得金額(1)	47	000			所得金額(12)	60	000
	の計算		(44)の15%相当額	48			(57)の15%相当額	61		
			(45)の23.4%又は23.2%相当額	49			(58)の23.4%又は23.2%相当額	62		
	算		法人税額(48)+(49)	50			法人税額(61)+(62)	63		
			法人税額((47)の23.4%又は23.2%相当額)	51			法人税額((60)の23.4%又は23.2%相当額)	64		
	控除税額の計算		所得税の額(別表六(一)「6の③」)	52			所得税の額(別表六(一)「6の③」)	65		
			外国税額(別表六の三「15」)	53						
			計(52)+(53)	54			その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(18)	66		
			恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(7)	55			その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(65)-(66)	67		
			恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(54)-(55)	56						

この申告が修正申告である場合の計算

恒久的施設帰属所得に係る	この申告前	この申告前	この申告前	この申告前	この申告前	この申告前	この申告前
	所得金額又は欠損金額	68	円	所得金額又は欠損金額	71	円	
	この申告前の欠損金の当	69		この申告前の欠損金の当	72		
	この申告前の繰り越す欠損金又は災害損失	70		この申告前の繰り越す欠損金又は災害損失	73		
	この申告前の法人税額	74		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((29)-(74)若しくは((29)+(75)又は((75)-(33)))	76	外	00
	この申告前の還付金額	75	外				

地方法人税額の計算

課税標準法人税額(35)	77	円	(77)の4.4%相当額	78	円
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額	79	円	この申告前の欠損金による還付金額	82	円
この申告前の確定地方法人税額	80		この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(80)若しくは((40)+(81)+(82)又は(((81)-(41)+(82)-(41)外書)))	83	00
この申告前の中間還付額	81				